

健康保険証の更新を行います（お知らせとお願い）

現在、お持ちいただいている「健康保険証」は、2020年（令和2年）3月31日に有効期限を迎えるため、新様式による健康保険証（新健康保険証）を交付いたします。

※2020年2月1日以降ご自宅へ順次送付します。
新健康保険証は、到着後に即日、お使いいただけます。

送付しました新健康保険証の内容をご確認ください。

①新健康保険証の内容確認と住所記入

- 1) 被保険者と被扶養者として加入しているご家族の新健康保険証が全員分交付されているかご確認ください。
(ご家族が5名以上の世帯には2通の封筒で送付しております)
※下記の対象者の方は今回の更新対象とはなりませんので、新健康保険証は同封していません。
 - ・2019年11月以降新たに扶養したご家族：すでに新健康保険証を発行しているため
 - ・2019年11月2日～2020年4月1日までに70歳になられる方：70歳到達時に「高齢受給者証（負担割合）」を記載した新健康保険証を随時発行しているため
 - ・2020年4月1日までに75歳になられる方：75歳からは「後期高齢者医療制度」に加入されるため（75歳到達日の前日までは旧健康保険証をお使いください）
- 2) 新健康保険証の記載内容（氏名・生年月日・性別等）に誤りがないかご確認ください。
※健康保険証に記載する氏名の漢字表記は、「JIS第一・第二水準」に統一しております。
- 3) 新健康保険証の裏面にお住まいの住所をご記入ください。
※今後、住所を変更される場合には、修正液等を使ってご自身で修正してください。

②旧健康保険証の取り扱い

返却は不要です、細かく裁断しご自身で廃棄してください。旧健康保険証は3月末まで使用することはできますが、旧健康保険証を保管しておくこと新健康保険証を誤って廃棄してしまうリスクが高まりますので、早めに廃棄してください。

③郵送時に不在などの理由により受領いただけなかった場合

郵便局から健康保険組合へ戻ってきた新健康保険証につきましては、お勤めになられている事業所の人事総務担当部門より配布いたしますので、お受け取りください。

④新健康保険証受領後に異動がある場合

- 1) 退職：退職時に新健康保険証を下記の「新健康保険証返却先」へ返却してください。
- 2) 被扶養者の異動（就職・結婚・離婚・死亡等）：事由発生後に「被扶養者異動届」に新健康保険証を添付のうえ、扶養から外す手続きを行ってください。

⑤下記に該当される場合は届いた新健康保険証をお戻しください（新健康保険証の返却事例）

- 1) 改姓届を提出し、新健康保険証を受領しているものの、改姓前の新健康保険証が届いた場合。
- 2) すでに退職（資格喪失）されている場合。
- 3) すでに被扶養者の扶養減少手続き（「被扶養者異動届」提出）済みの場合。

ご返却される際には健康保険証の券面に油性マジックで「無効」とご記入ください。

新健康保険証返却先	
・富士通株 ・富士通研究所 ・富士通セミコンダクター ・社会保険関連書類の提出先窓口が「人事・総務サービスセンター」になられている事業所にお勤めの方	人事・総務サービスセンター 社会保険担当宛 社内メール) 川崎工場 本-0733 住 所) 〒211-8588 神奈川県川崎市中原区 上小田中4-1-1 電 話) 044-754-2400
上記以外のグループ会社にお勤めの方	各事業所人事総務担当部門 宛

■ご不明な点がございましたら下記へお問い合わせください。

富士通健康保険組合 適用給付レセプトグループ

内線：7129 - 5445/5425/5472

外線：044-738-3010（音声案内は【3】を押してください）